

上田市福祉医療費給付金条例の一部改正について 上田市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の概要

上田市における子育て支援の更なる充実を図るため、当該2条例の改正を行うもの

2 上田市福祉医療費給付金条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

子育て世帯の経済的負担軽減など子育て支援推進を目的として、児童区分の福祉医療費給付金支給対象者の上限年齢を、現行の15歳到達年度末までから18歳到達年度末までに拡大するため、所要の改正を行うもの

(2) 改正の内容

支給対象者（第3条関係）及び支給申請（第8条関係）に規定する児童区分の対象者について、いずれも「出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

なお、制度拡大に伴う支給対象者数は、約3,800人を見込んでいる。

(3) 施行期日等 令和5年4月1日。なお、改正後の規定の適用は、施行日以後の療養の給付又は療養費の支給に係る給付金の支給からとなる。

3 上田市国民健康保険条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

出産育児一時金は、出産に要する経済的負担を軽減するため、平成6年に給付が開始された。

その後、医療機関の出産費用の増加等を考慮し、金額を増額するための改正が繰り返し行われ、現在は、直近の改正である令和4年1月の改正により、40万8千円（産科医療保障制度の掛金と合わせて42万円）となっている。

今般、厚生労働省が所管する社会保障審議会医療保険部会において、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で48万8千円（産科医療保障制度の掛金と合わせて50万円）に引き上げるべきとの議論の整理がまとめられた。

それを受け、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号。以下「政令」という。）が令和5年2月1日に公布（令和5年4月1日施行）され、出産育児一時金の支給額が「48万8千円」に引き上げられることが決まったことから、本条例においても、所要の改正を行うもの

(2) 改正の内容

第6条で規定する出産育児一時金の額を「40万8千円」から「48万8千円」に改める。なお、国保の対象者は、令和5年度で約90人を見込んでいる。

(3) 施行期日等 令和5年4月1日（政令と同日施行）。なお、「48万8千円」の適用は、令和5年4月1日以後の出産からとなる。

上田市看護師確保修学資金貸与条例制定について

1 制定の理由

地域における看護師の不足の解消を図り、もって安定的な保健医療体制の確立に寄与することを目的とし、指定医療機関（原則として、市内の病院。以下同じ。）において看護師として従事しようとする者に対して、予算の範囲内で修学資金を貸与するため、条例を制定するもの

2 背景等

上小圏域における人口当たりの看護師数は、長野県全域の数値を大幅に下回っており、特に救急医療体制を担う市内輪番病院及び信州上田医療センターでは慢性的な看護師不足に陥っている。

また、看護師の役割の複雑化・多様化に伴い、より充実した看護師基礎教育を提供する4年制大学への志向が強まる一方、上田市内には看護師養成課程を有する4年制大学が存在しない。

こうした背景から、看護師を目指し市外の4年生の看護系大学に進学する市内出身学生の修学を後押しするとともに、広範な知識・技能を有する看護人材となった市内出身学生が、指定医療機関に就職する施策が必要である。

3 条例案の概要

(1) 全16条構成

(2) 主な条項

ア 第3条 貸与の対象者として、次の要件の全てを満たすことを規定

- ・ 4年制大学の看護師養成課程に在籍していること
- ・ 本人又は本人の扶養者が市内に居住していること
- ・ 指定医療機関で看護師として従事する意思を有していること

イ 第4条 修学資金の貸与額、貸与期間等を規定

- ・ 貸与額 年額40万円
- ・ 貸与期間 貸与決定の年度から大学を卒業する年度まで（最長4年間）
- ・ 利息 無し

ウ 第11条 返還を猶予する条件について、指定医療機関で看護師の業務に従事していることを規定

エ 第13条 貸与を受けた資金の免除について、看護系大学を卒業後、指定医療機関において貸与期間と同期間従事した場合には、全額が免除されることを規定

(3) その他 修学資金の貸与の猶予及び免除の対象となる指定医療機関は、施行規則にて定める。

4 施行期日 令和5年4月1日

上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等
の一部改正について

1 改正の概要

全国と同様に、上田市においても少子高齢化等の影響により消防団員の減少が続いていることから、地域の安全・安心を守るとともに消防団員の確保を図るための一助として、機能別団員を任用するための制度を創設するため、関係3条例について所要の改正を行うもの

2 改正の趣旨、内容等

(1) 上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 改正の趣旨 機能別団員の報酬を規定するため、所要の改正を行うもの

イ 改正の内容 機能別団員については、全ての消防団活動を行う基本団員と異なり、特定の消防事務に限り従事する団員であることを考慮し、報酬を定めた別表第4に年額1万2千円と規定する。

なお、出勤報酬は、基本団員と同様の額とする（2時間未満2千円、2時間以上4時間未満4千円、4時間以上又は1日8千円）。

年額報酬（単位：円）

基本団員									機能別
団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	団員
168,300	128,000	92,400	76,200	74,900	51,200	45,000	40,000	36,500	12,000

(2) 上田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

ア 改正の趣旨 機能別団員を任用するための制度創設に伴い、所要の改正を行うもの

イ 改正の内容

- ・団員の種類について「基本団員」と「機能別団員」とし、また、機能別団員は特定の消防事務に限り従事する団員とすることを規定（新第2条の2）
- ・機能別団員の任期は2年とし、再任を妨げないとするを規定（新第3条の2）

(3) 上田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

ア 改正の趣旨 機能別団員について、その多くが基本団員退職後の再任用が想定されることから、退職金の二重支給を回避するため、支給対象から除く改正を行うもの

イ 改正の内容 退職報償金の支給対象から機能別団員を除くことを規定（第2条）

3 機能別団員の任務、活動範囲

(1) 特定の消防事務の例

火災や風水害等の災害対応、大規模災害時の避難誘導や避難所の運営、広報活動等

(2) 機能別団員の活動範囲 原則、所属する分団の管轄区域内

4 施行期日

令和5年4月1日